

## 豊見城市職員措置請求監査結果

### ○ 請求人

住所 (省略)

氏名 (省略)

### 1 請求の受付

平成 23 年 7 月 25 日付 豊見城市職員措置請求書を収受した。

### 2、請求の受理

平成 23 年 8 月 8 日付けで受理決定し、同日請求人へ通知した。

### 3、請求の要旨 (原文のとおり)

(1) 豊見城市は、金城豊明前市長の在任期間中である平成 15 年度から平成 20 年度の間において、国土交通省所管の国庫補助事業 (豊崎地区都市公園事業、土地区画整理事業、道路整備事業、住宅地区改良事業、公共下水道事業等 13 事業) の補助交付金を受け当該補助事業を実施した。

(2) ところが、同補助事業に係る事務費の執行に当たり、補助金交付の目的に従わず他の用途に使用したため、平成 22 年 4 月会計検査院の実地検査により、その不適正な経理を指摘され、国庫補助金相当額 1 億 5362 万 5089 円及び加算額 7464 万 2816 円、計 2 億 2826 万 7905 円の返還・納付命令を受けた。

(3) 上記の不適正な経理の発生原因・背景などについて、市は、国庫補助金の執行に関する基本的な理解不足と財務関係法令に対する順守意識が希薄になっていた等の説明をしているが、看過することが出来ないのは、その不適正な会計経理が当時の市長、助役 (副市長)、関係部長の指示・了解のもとで組織全体として行われたという事実である。

すなわち、市長の事務執行・管理権限の下で、各補助事業の事務費を総務部財政課に一元化することによって、対象経費とすることのできない部署の人件費、賃金、需用費及び補助事業とは関係のない備品の購入費までも補助事務費として計上し、不当な支出がなされていたものである。

(4) 当時の金城豊明市長は、地方公共団体の長として地方自治法第 148 条、同 149 条及び同 154 条の規定により、事務の管理及びそれを執行し、会計を監督し、かつ補助機関である職員を指揮し不正経理を防止すべき責任ある地位にありながら、自らの事務管理責任及び監督責任を怠り、補助金の交付決定内容に違反した不適正経理を行った。

その結果、補助金等に係る予算の執行の適正に関する法律に違反したとして補助事務費の返還と加算金の納付を命ぜられ、同年3月22日付けで国庫補助返還金1億5362万5089円、同3月31日付けで加算納付金の7464万2816円、合計2億2826万7905円を市民の税金をもって豊見城市から支出させたものであり、同市に同額の損害を与えたのは明らかである。

よって、当時の市長金城豊明氏は、豊見城市が被った損害を補填するため上記損害額を豊見城市に支払う責任がある。

(5) 請求人らは平成22年11月5日、豊見城市が上記国庫補助金の返還及び加算金納付を求められている事実を公表したことによりこれを知った。よって本件請求は地方自治法第242条但書の「期間についての正当な理由」がある。

(6) 監査委員は、市長に対し下記のとおり勧告することを求める。

#### 記

市長は、前市長金城豊明氏に対し、上記損害金2億2826万7905円を豊見城市に支払うよう請求せよ。

#### 4、請求人の陳述及び証拠の提出

##### 1) 請求人の陳述等

地方自治法第242条第6項の規定により、請求人に対し陳述の機会を設け、平成23年8月17日に請求人3名から陳述を受けた。

##### 2) 陳述会において、請求人より新たな証拠の提出があった。

資料名 地方財務実務提要の写し

#### 5、請求理由

当時の金城豊明市長は、地方公共団体の長として地方自治法第148条、同149条及び同第154条の規定により事務の管理及びそれを執行し、会計を監督し、かつ補助機関である職員を指揮し、不正経理を防止すべき責任ある地位にありながら、自らの事務管理責任及び監督責任を怠り、補助金の交付決定内容に違反した不適正経理を行った。

#### 6、求める措置の内容

「市長は前市長金城豊明氏に対し、上記損害金2億2826万7905円を豊見城市に支払うよう請求せよ。」

#### 7、監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については理由のないものと判断し、棄却する。

請求人から提出された「豊見城市職員措置請求書」について、請求の内容等を検討した結果、請求の対象となる職員の範囲は異なるが、豊見城市から支出された国への返還金2億2826万7905円について、豊見城市が被った損害として、前豊見城市長金

城豊明に対し、損害賠償を求めている。

今回の請求内容は平成23年7月22日付豊見城市監査委員公表第2号で公表した住民監査請求の中の市長に対する請求要旨とほとんど同一であると判断したので、豊見城市監査委員公表第2号で公表した内容(写し)を添付する。



豊見城市監査委員公表第2号

平成23年5月25日付豊見城市職員措置請求のあった件について、地方自治法第242条第4項に基づき別添のとおり公表します

平成23年7月22日

豊見城市監査委員 伊良皆 進功  
豊見城市監査委員 与那覇 清雄

## 豊見城市職員措置請求監査結果

### ア、請求人

住所 (省略)

氏名 (省略)

### イ、請求の受付

平成 23 年 5 月 25 日付 豊見城市職員措置請求書收受した。

### ウ、請求の受理について

平成 23 年 6 月 3 日付 豊見城市職員措置請求書を受理した。

### 第 1 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という）に基づく本件措置請求の要旨をおおむね次の通りと解した。

#### 1 請求の理由

豊見城市(以下「市」という)は公共事業費に関する補助金を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「適正化法」という)に違反して、他の用途に使用する等の違法な会計処理をした。その結果補助金の返還を求められ、その返還に伴う加算金も合わせて、2億2868万2693円を国に返還し、同額の損害を市に与えた。

適正化法に違反した補助金の支出は、2003年度から2008年度までの間の当時の市長、助役又は副市長、収入役又は会計管理者（一括して「前市長ら」という）が共謀の上やったことである。ゆえに前市長らが本件の市の損害を賠償する責任がある。

尚、請求人は補助金及び加算金の返還そのものが違法であるような表現をしているが、その返還は法に則ってされたものであり、何ら違法性はない。そこで、監査委員としてはそれらを返還する原因となった適正化法に違反する補助金の支出を、地方自治法(以下「法」という)第242条の「違法又は不当な公金の支出」ととらえ、補助金及び加算金の返還を同条の損害ととらえて回答する。

尚、請求人は、市が2億2868万2693円を国へ返還した、と主張しているが、実際に国に返還した額は2億2826万7905円である。

#### 2 求める措置の内容

監査委員が市長に対し、次のように勧告することを求める。

「市長は、前市長らに対して上記損害金2億2868万2693円を市に支払うよう請求せよ」

## 第2 監査の実施

### 1 陳述の機会

地方自治法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設け、平成23年7月6日に請求人から陳述を受けた。

### 2 関係人の調査

総務部長から会計検査院の検査報告の内容、及び市が独自に設けた調査チームの調査結果について聞き取りをした。

## 第3 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については理由のないものと判断し、棄却する。

### 1 認定した事実

請求人が述べている補助金とはすべて「国庫補助事業等に関する事務費」のことであるからここでは補助金事務費という。

監査委員としては会計検査院の調査報告及び市の調査チームの報告並びに市議会議事録等の資料を基に事実関係を認定した。

(1) 平成22年4月19日から平成22年4月23日にかけて、「国土交通省所管の国庫補助事業等にかかる事務費の会計実地検査」の実施がなされた。2名の会計検査院の検査員による検査がおこなわれ、その検査結果を記した文書が平成22年8月26日、電子メールで市に送付された。その内容は請求人が事実証明書として添付した文書と同内容である。

この検査員の検査は市の納品業者を呼びその元帳までも調べるという徹底した調査であったと聞いている。それで市の監査委員としては会計検査院からの市への送付文書をもって事実関係を認定すれば足りると判断した。一方、市の調査チームの報告については会計検査院の報告文書内容に追加すべき事実があるかという点で検討し、議事録は事実関係の把握及び背景事情を知るために検討した。

### (2) 会計検査院の検査結果について

上述の文書では、補助金事務費に関して、不適正処理がなされていたとの指摘がされ、その内容がくわしく述べられているが、私的流用等の不正行為等は指摘されていない。(この文書は請求人が事実を証する書面として添付した文書と同一であるので、ここではその内容を記載するのを省略する。) 一方会計検査院の国に対する検査報告でも補助金の不適正使用に関して、総論的な記述ではあるが、私的流用等の不正行為が発生原因ではないと明言している。もし市において私的流用等の不正行為があれば、会計検査院の市に対する報告でそのことを指摘するはずであるが、そういった指摘はない。そうであれば、市において私的流用等の不正行為はなかったと会計検査院では判断したと解するのが素直な解釈だと考える。

### (3) 市の調査チームの報告について

今回の請求に関して、会計検査院の報告に付け加えるものは何もないと判断した。

## 2 判断

今回の請求については、補助金事務費の返還と、加算金の返還について分けて考察したほうが良いと考えたので、それぞれについて回答する。

### (1) 補助金事務費の返還について

請求人の指摘するとおりに、市において補助金事務費を適正化法に反して不適切に支出したことが認められる。しかしながら、それはすべて市の運営に関して使用されており、本来市が支出すべき費用を補助金事務費で賄ったものである。よって不適正使用したとされた補助金事務費を返還したことによって、市に損害はないと考える。

法第242条に規定する住民監査請求は、地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出、契約の締結等の財務会計上の行為等があると認める場合に、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって地方公共団体が被った損害を填補するために必要な措置を講ずべきことを求める制度である。

今回の請求人の請求が補助金の返還を損害とし、その填補を求めるものであるが、市に損害がない以上請求人の主張には理由がないと考える。

### (2) 加算金の返還について

加算金は補助金事務費の不適正使用の結果課されたものであり、確かに市の損害である。請求人は前市長らに対して、連帯して加算金の返還に伴う損害賠償を求めるものであるが、前市長及び当時の助役もしくは副市長（以下「当時の市長ら」という）と当時の収入役もしくは会計管理者（以下単に「会計管理者ら」という）の責任を分けて考察したほうが良いと考えるのでそれぞれについて回答する。

#### ① 当時の市長らの責任について

判例によれば、市の長の責任は民法上の責任であると考えられているので、ここでは当時の市長らの責任を民法上の不法行為責任にとらえて、その責任を問えるかを検討してみたい。

市の特殊事情として、補助金事務費を有効活用するため、市の予算編成方針として補助金事務費を補助事業を行う以外の他の部署に流用していたという事実がある。それには以下の2つの事情が背景にある。

ア 当該予算編成方針を定めた時、市財政は非常に苦しく、補助事業を行っている部署では事務費がふんだんにあり、有り余る程であったが、他の部署では必要品を購入するにも予算が立てられない状態であった。

イ 今回の会計検査院の検査が全国的規模でなされるまで、補助金事務費は検査の対象項目に入っておらず、適正化法は当該事務費に関しては、相当緩やかに適用されているとの認識があった。このことは、今回検査院が検査に入ったすべての自治体で補助金流用が指

摘されたことからもうかがえる。

次に上記ア、イの事情があるとき、当時の市長ら及び執行部として取りうる選択肢を検討してみた。監査委員としては次の3つの選択肢があると考えた。

i 補助金事務費の流用はせず、あくまで補助事業内の事務費として使いきる。

これは、違法でもないし何の問題も起こらない。しかし、市民目線から見るとあまり歓迎できるものではない。今回の例で言うと補助事業以外の部署で使った約1億5000万円余の補助金を補助事業を担当する課ですべて使い切ったほうが良かったであろうか。税金の無駄遣いになるのではないかという疑問が残る。

ii 補助金事務費の流用はせず、そして無駄遣いもせず、余分な補助金は国に返上する。

このやり方が、本来は正しいやり方であろう。今回の事例で言えば、先ほどの1億5000万円余を国に自主的に返納すべきだったであろうか。

iii 余分な補助金事務費は必要な他の部署に回して有効活用する。

市はこの方法を採用したので問題となっている。確かに適正化法に反し違法な処置であるが、iを選択した場合と比較して非難できるであろうか。

以上、当時の市長らの行為の動機、行為の結果、そして補助金の在り方、考え方、さらには、補助金事務費の管理の在り方等を総合的に考慮すると当時の市長らに損害賠償を負わせる程の過失はないと判断した。つまり、両者当時の市長らにとって適正化法に反することによって加算金が課され市に損害が及ぶという予見可能性は小さく、違反したこと自体に対する非難可能性も小さいと考える。

よって、当時の市長らに対して加算金の返還に関して損害賠償請求を求めるのは妥当でない判断した。

尚、適正化法にはそれに反した場合「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」という罰則が設けられている。しかし、会計検査院から違反行為があったとして告発がされていないことを考えると、検査院でも悪質性はないと判断したものと思われる。

## ② 会計管理者らの責任について

会計管理者らの責任は法第243条の2に基づくと考える。判例によれば同条に規定する職員の責任に関しては民法の規定を排除して、もっぱら同条1、2項の規定によるものとされている。そして同条では責任発生の要件として故意、重過失を要件としているので、加算金返還の原因となった、補助金事務費の不適正経理等に関して、故意、重過失があったかどうかを検討する。

①で検討したように今回の不適正経理は市の組織としての問題が大きい。よって、会計管理者らにおいて、個人的にはどうしようもなかった点が大きかったと思われ、私的流用に準ずるような、故意、重過失は認められない。



よって、会計管理者らに対して損害賠償請求を求めるのは妥当でない判断した。

#### 意見

市が適正化法に反した、予算の不適正使用を長年続けていたということは大変遺憾なことである。市は今回の会計検査院の指摘を真摯に受け止め、今回の事件の顛末を市民に分かりやすく説明すべきである。そしてどのような再発防止策を講じるかなど、市民に説明し今後適正な経理事務の執行に留意されたい。

一方、国に対しては、この低金利の時代に高利の加算金を何年にも遡って課すというのはいかなるものか、加算金を課される自治体には市民がいることをもっと考慮してほしい。